

長田野工業団地利活用増進計画

平成30年6月

福 知 山 市

目 次

はじめに「長田野工業団地利活用増進計画」策定にあたって	1
第 1 章 長田野工業団地の概況	3
第 2 章 「長田野工業団地利活用増進計画」について	7
2－1 計画期間	7
2－2 計画の実施	8
第 3 章 事業計画	9
3－1 体系別重点項目	9
3－2 体系別事業計画一覧	13
3－3 事業計画における早期実施・検討箇所	15
3－4 事業計画における課題箇所【参考】	16

はじめに 「長田野工業団地利活用増進計画」策定にあたって

近年、我が国の産業構造は、ICT技術の発展や経済のソフト化など、かつてない大きな変化と複雑さを見せている。特に、日本経済を牽引してきた電気機械、輸送機械、金属製品等の製造業においては、国際競争の激化や景気情勢の低迷などに加え、多様な企業ニーズ、インフラ施設の老朽化への対応及びコストの削減が求められているところである。

加えて、大きくかつ急激に進む国内の人口減少、超高齢化社会の到来や少子化に起因する全国的な人材不足が社会的にも大きな課題となっている。

また、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスを推進する社会潮流や、人工知能（AI）の技術進歩がもたらす就業者の働き方の変化についても、将来を見据えた柔軟で的確な対応が求められている。さらには、異常気象や災害発生時のリスクマネジメントなどへの対応も求められ、既存の操業環境や規制、企業支援などを再検討する大きな転換期を迎えている。

長田野工業団地は、福知山市の産業導入・集積の中心として「京都府総合開発計画」の根幹事業として位置づけられ、昭和40年から造成が進められてきた。

中丹地区の内陸部に大規模な工業団地を先行的に取得・造成するとともに、中丹地区と阪神工業地帯との間の運輸・交通・通信網の整備を図り、先進的企業を導入することにより、中丹地区の効果的な工業開発を推進し、日本海側一帯の住民の所得と福祉の普遍的な向上と地域経済の発展に資することを目的として設置された国内有数の内陸型工業団地である。

団地環境の形成にあたっては、地域社会との連携を図りながら、公園緑地面積の確保や浸水被害対策、さらには団地内環境の良好な保全のため、企業立地の際や企業活動に対しても独自の規制を設け、公害のない環境に配慮した工業団地の形成を目指し、「地域環境と共生」した均衡あるまちづくりに成果をあげてきた。

企業の生産活動においては、2016年度の工業製造品出荷額は2,738億円と過去最高を記録し、本市全体の工業製造品出荷額の9割以上を占めており、まさに福知山市の経済発展に寄与してきたものである。また、市内製造業の就業者数の約65%を長田野工業団地立地企業が占め、福知山市民の働く場としても長田野工業団地に大きく依存してきたものである。

このように福知山市の産業、雇用の集積地として成果をあげてきた長田野工業団地では、分譲開始から40年以上を経て、立地企業の約8割が操業から30年以上経過し、工場設備の更新などが必要な時期を迎えている。

また、造成当時に比して、交通量の増加やトラックの大型化、緑地樹木の生育などに伴う団地内の環境変化などに対応した企業の「操業環境」の充実と、人口減少社会に即応した人材確保を図るため、子育て世代の支援、通勤等の負担軽減、ライフスタイルの充実など時代のニーズにあった「就労環境」の整備が、多様な企業活動の活発化と企業の成長への最重要課題となっている。

人材確保に向けては、福知山公立大学・京都工芸繊維大学福知山キャンパスや高校・就労支援機関と連携し、企業にとってより良い人材を育成・確保する取り組みも必要である。

このような状況の中、長田野工業団地が引き続き「地域環境と共生」とともに、企

業の生産活動の活発化、地方における人材の育成と確保などを推進し、「地域と企業、人が共生する工業団地」として、社会ニーズに柔軟に対応した価値観を創造し、「操業環境」や「就労環境」の整備、企業満足度の高いサービスの提供など、さらなる工業団地の利活用増進について検討し本計画を策定する。

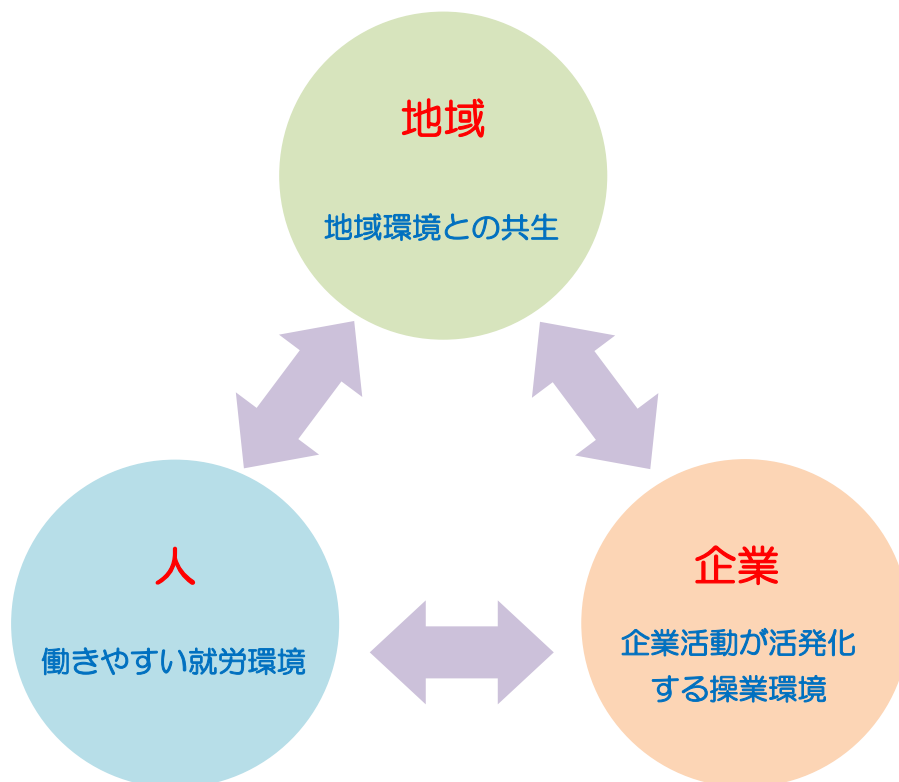


図 長田野工業団地利活用増進計画の基本コンセプト

第 1 章 長田野工業団地の概況

（１）長田野工業団地の概況

長田野工業団地は、京都府総合開発計画の根幹事業として位置づけられ、昭和 49 年 3 月に完成した我が国有数の内陸型工業団地である。「地域の経済発展と公害のない工業団地の形成を目指し、地域の環境と共生した均衡あるまちづくり」が進められている。

工業団地の総面積は約 400ha であり、そのうち工業用地エリア 342ha（約 85%）、住宅用地エリア 58.7ha（約 15%）から構成され、平成元年に完売され、現在 40 社が立地している。

（２）工業団地の土地利用状況

工業用地エリアのうち、企業用地は 220.4ha（64.4%）、公園・緑地 62.3ha（18.2%）道路・水路 50.7ha（14.8%）、利便施設用地 8.6ha（2.5%）となっている。

（３）操業企業の状況

操業企業 40 社の内訳は製造業 39 社と利便施設として存在する 1 社である。

本社所在地の状況は、大阪市の 10 社を筆頭に、京阪神地区が 25 社（62.5%）と多数を占める。また、福知山市に本社を有する 9 社のうち 4 社は、京阪神からの工場全面移転等に伴い本社機能も併せて福知山市に移した企業である。

（４）長田野工業団地内就業者数

①就業者数および構成

平成 28 年度における団地内操業企業の就業者数は、4,404 人（パート 699 人を含む）であり、派遣社員 446 人と構内協力会社就業者 1,460 人を加えた団地内総就業者数は 6,310 人である。平成 26 年度末の 6,506 人をピークに若干ではあるが減少傾向にあり、総就業者数は前年同期と比較して 13 人（0.2%）の減少である。

表 就業者の構成

区分	男	女	計	割合 (%)
正従業員	3,238	467	3,705	58.7
パート	302	397	699	11.1
派遣社員	244	202	446	7.1
構内協力会社	1,114	346	1,460	23.1
合計	4,898	1,412	6,310	100.0

資料：長田野工業団地の概況（長田野工業センター）

②就業者の地域別居住状況

長田野工業団地内の居住地別就業者は福知山市が 5,063 人（80％）と多数を占めている。

表 長田野工業団地就業者の地域別居住状況

居住地	人数	割合(%)	居住地	人数	割合(%)
福知山市	5,063	80.2	その他京都府	115	1.8
綾部市	530	8.4	兵庫県	390	6.2
舞鶴市	134	2.1	その他	59	0.9
宮津市	19	0.3	合計	6,310	100.0

資料：長田野工業団地の概況（長田野工業センター）

③福知山市民の働く場

前述の福知山市居住者 5,063 人に対し、福知山市を常住地とする就業者数は 39,543 人（平成 27 年国勢調査）であり、長田野工業団地は福知山市民の働く場として、12.8%を受け入れている。

製造業に限ってみると、福知山市を常住地とする製造業の就業者数は 7,878 人（平成 22 年国勢調査）であり、長田野工業団地の就業者数（一部、運輸業を含む）は、製造業にたずさわる福知山市民の働く場として 64.3%を占めており、福知山市は長田野工業団地に大きく依存している状況にある。

また、団地内総就業者数のうち女子就業者数は 1,412 人であり 22.4%を占め、近年増加傾向にある。

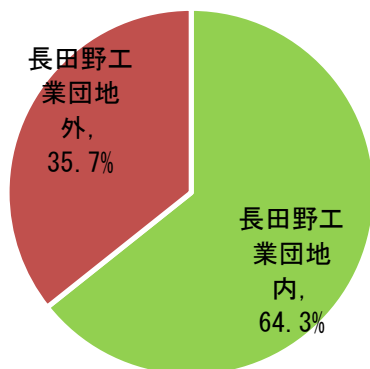


表 長田野工業団地総就業者の男女比率

	就業者 総数	男		女	
		人数	構成比	人数	構成比
H25	6,509	5,202	79.9%	1,304	20.0%
H26	6,355	5,089	80.1%	1,266	19.9%
H27	6,323	4,958	78.4%	1,365	21.6%
H28	6,310	4,898	77.6%	1,412	22.4%

数値は、各年度末

図 福知山市民の働く場における製造業の就業者数

資料：平成 27 年国勢調査（総務省）、

長田野工業団地の概況（長田野工業センター）

資料：長田野工業団地の概況

（長田野工業センター）

④就業者の採用・退職状況

平成 28 年度中の就業者の採用は 230 人、退職者は 312 人であり、82 人の減少となった（新卒者採用は除く）。また、平成 29 年度の新卒者は合計 78 人（昨年比 15 人減）を採用している。

団地内企業であっても、人材確保には苦勞しており、採用人数は減少している。

表 平成 28 年度の就業者の採用・退職者数

	採用	退職	差引
常用雇用者	91	179	-88
パート	139	133	6
合計	230	312	-82

表 平成 29 年度の新卒者採用状況

区分	事務系		技術系		合計	割合(%)
	男	女	男	女		
大学卒	1	0	15	5	21	26.9
短大・高専卒	0	0	0	1	1	1.3
高校卒	0	3	47	6	56	71.8
合計	1	3	62	12	78	100.0

資料：長田野工業団地の概況（長田野工業センター）

（５）製造品出荷額

福知山市の製造品出荷額は、2,801.9 億円（平成 28 年経済センサス）に対し、長田野工業団地内企業の製造品出荷額は 2,695.9 億円（平成 27 年度末）にのぼり、実に 96.2% を占めている。

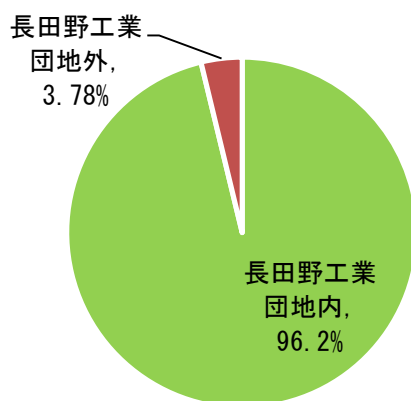


図 福知山市の製造品出荷額

資料：平成 28 年経済センサス（経済産業省）、
長田野工業団地の概況（長田野工業センター）

（６）福知山市の市税収入

福知山市の平成 28 年度市税収納額は、116 億 34 万 6 千円であり、このうち、長田野工業団地内企業が占める市税の額は 21 億 3,730 万 8 千円で 18.9%を占めている。

内訳として、個人市民税は、収納額 35 億 5,914 万 9 千円、長田野工業団地内企業が占める市民税（特別徴収）の額は 4 億 2,873 万 8 千円（12.05%）である。

法人市民税は、収納額 12 億 3,954 万 2 千円、長田野工業団地内企業が占める額は 3 億 7,814 万 1 千円（30.51%）。固定資産税では、収納額 56 億 1,027 万円に対し、同 13 億 4,109 万 1 千円（23.9%）。都市計画税は、収納額 2 億 5,080 万 9 千円に対し、同 4,341 万円（17.31%）であった。

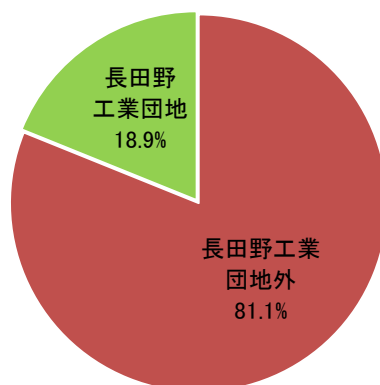


図 福知山市の市税収入

資料：福知山市

第2章 「長田野工業団地利活用増進計画」について

2-1 計画期間

計画期間は、急速に変化する社会・経済情勢や本市の状況変化に対応するため、平成30年度から平成34年度までの5年間とする。

ただし、早期の取り組みが必要なものは、3年間を目処にハード・ソフトの両面から継続的に事業を推進する。

事業実施にあたっては、民間の視点や活力も導入した官民協働の手法により取り組みを進めるとともに、関係機関によるフォローアップ会議を設置し、継続してPDCAによる事業の最適化を行うものとする。

(1) 早期の取り組み

緊急度の高いもの、即時性のあるもの、実施可能性の高いものについて実施する。

(2) 計画期間内の取り組み

早期の取り組みにおける効果を評価・検証し実施するとともに、将来の「長田野工業団地」を見据え、必要な課題や対策を継続検討する。

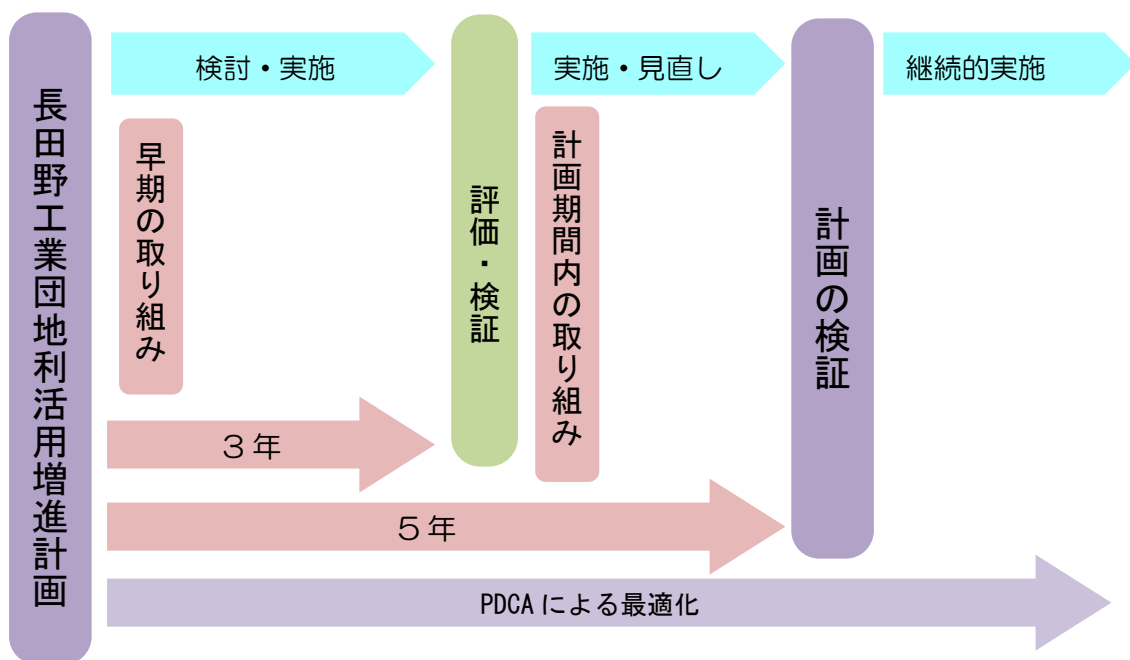


図 計画の実施イメージ

2-2 計画の実施

長田野工業団地利活用増進計画は、「地域と企業、人が共生する工業団地」のコンセプトのもと、地域・企業・人がそれぞれ良好な関係性を構築し、社会ニーズにも対応した「地域環境」「操業環境」「就労環境」をより一層向上するための事業を実施する。

(1) 実施に向けた視点（3項目）

事前に行った長田野工業団地利活用増進計画の「策定調査報告書」に基づき、立地企業のニーズ並びに企業支援に取り組むための施策として「地域・操業・就労」の各環境を向上させるため、3つの視点により体系別を実施する。

- 1 環境整備 企業の事業発展及び事業継続を目的に、操業環境及び従業員の就労環境（通勤等含）をより良くするための団地内インフラをはじめとするハード整備と官民協働によるソフト事業の展開
- 2 規制緩和 企業の用地拡張や駐車場利用等に係る未利用地及び緩衝緑地等の有効活用や制度変更、規制緩和等、企業活動促進のための緩和策の実施
- 3 企業支援 財政支援（立地支援条例の適用）及び人材支援等（職業訓練プログラム、インターンシップ、産学官連携等）に加え、企業の経営状況の調査・把握により、企業活動促進のためのサービスの充実や社会・経済情勢や本市の状況に応じた支援

(2) 事業の体系と重点項目

視 点	体系（5）	重点項目（12）
1 環境整備	(1) 交通環境	a. 長田野工業団地の交通環境の改善
		b. 長田野工業団地周辺環境（緩衝緑地等）の維持・保全
	(2) 団地内環境	c. 団地内道路及び企業用地における樹木等の剪定・伐採等
		d. 長田野工業団地内排水設備の維持・修繕
2 規制緩和	(3) 制度	e. 建ぺい率の緩和
		f. 工業立地法における緑地率の緩和等
		g. 工業団地周辺の遊歩道等の活用
		h. 沿道緑地の見直し、活用
3 企業支援	(4) 企業支援	i. 社会情勢に応じた財政支援策
		j. 産学官連携による地域一体型人材育成等
	(5) サービス	k. 企業主導保育園の設置・整備
		l. 「企業交流プラザのあり方検討会」等による検討

(3) 関連団体

京都府、一般社団法人長田野工業センター、福知山商工会議所、福知山市商工会、京都工芸繊維大学、福知山公立大学など

第3章 事業計画

3-1 体系別重点項目

本事業計画に関する整備・実施内容のうち、体系別に重点項目を示す。

1 環境整備

(1) 交通環境

a. 長田野工業団地の交通環境の改善

工業団地における通勤時間帯の交通渋滞解消や団地内を通る学生及び通勤者の安全の確保と利便性の向上を図るため、道路の2車線化、交差点の隅切り設置、車歩道化及びトラックヤードの設置など工業団地内道路の一体的整備に取り組むとともに、舞鶴港湾の利用促進に向け、国道9号線など長田野工業団地や長田野工業団地アネックス京都三和からのアクセス整備等についても、国・京都府の支援・協力を得ながら実施していく。

【ソフト】

- (1) 道路への継続的かつ長時間に亘る停車や、ごみのポイ捨てなどの解消に向けた、企業や行政の取り組みに加え、地域も巻き込んだルール化やマナーの向上や注意喚起を推進
- (2) 道路利用（時間帯路線変更や一方通行化等）についての検討・実施
- (3) 団地内パトロール等の継続的な実施

【ハード】

- (1) 団地内パトロール等で判明した損傷箇所等、緊急度及び優先順位による、改修・整備
- (2) 総合的な整備は、関係機関とも調整しながら「長田野工業団地内道路整備計画」を策定するとともに計画的に整備する

(2) 団地内環境

b. 長田野工業団地周辺環境（緩衝緑地等）の維持・保全

長田野工業団地は、従来より緑地整備に努め、工場と地域環境との共生に十分な成果を果たしてきた。

他方では、工場の施設・設備の更新時期の到来や、公害防止技術の進歩等により、緑地整備の必要性等に対する地域ニーズも造成当時に比べて変化しており、これまでの地域環境との共生を十分保持しつつ、利活用を進めることも必要である。

工業団地には、緩衝緑地や十分な広さの都市公園も整備されているが、これらの将来的な維持管理や保全などが環境整備上、重要な課題である。

企業や地域住民への影響を鑑みた、緩衝緑地等の計画的な維持・保全について、国・京都府の支援・協力を得るとともに、市独自の財源確保等について検討を進める。

c. 団地内道路及び企業用地における剪定・伐採等

団地内道路の植栽については、成長も著しく繁茂している状況であり、標識などドライバーからの視距も悪く、交通安全上も好ましくない。

さらに、歩道幅員が狭くなり、かつ、根などにより路面の凹凸が生じるなど課題となっている。

道路上の樹木等剪定及び伐採は、交通環境の改善にも資するものであり、企業等の意見も踏まえ、行政において周辺環境にも配慮しつつ進めることとする。

また、歩道上等へオーバーハングした企業敷地内における植栽等、行政と企業が連携し、剪定・伐採を進め、団地内環境の整備に努めるものとする。

【ソフト】

- (1) 企業意見を踏まえた企業と行政の協働による剪定と伐採計画の検討

【ハード】

- (1) 剪定・伐採計画に基づく樹木等の剪定・伐採

d. 長田野工業団地内排水設備の維持・修繕

近年、頻繁に発生するゲリラ豪雨や台風による工業団地内道路などの冠水被害を改善するため、現在実施している定期的な点検や清掃などを引き続き実施するとともに、緊急かつ優先度の高いものから順次整備を実施する。

【ソフト】

- (1) 団地内パトロール等の継続的な実施

【ハード】

- (1) 団地内パトロール等で判明した損傷箇所等、優先順位による順次改修

2 規制緩和

(3) 制度

e. 建ぺい率の緩和

各企業の建ぺい率は、現在独自の協定により50%に抑えており、制度の緩和に伴い設備の更新及び新設は可能となるが、設備拡大に伴い従業員の駐車場の確保も課題となる。

このため未利用地や重要項目のf及びgに記載している緑地等の有効活用も合わせて検討することが必要である。

【ソフト】

- (1) 建ぺい率の緩和措置

f. 工場立地法における緑地率の緩和等

現在、福知山市では工場立地法の国の基準値に沿った緑地面積率20%以上、環境面積率25%以上を適用しているが、同法に定める「地域準則」規定により市独自の基準適用が可能であり、一定の緑地率を保った上で緑地面積率5%以上、環境面積率10%以上に緩和することが可能である。

この場合において、企業用地の緑地率を緩和することも可能となり、企業敷地内の実質的な面積確保や共通緑地の活用も容易になるため、検討を進める。

【ソフト】

- (1) 工場立地法上の緑地率緩和の検討・施行

g. 工業団地周辺の遊歩道等の活用

工業団地周辺には、遊歩道や緑道などが取り巻いており、その一部は市道である。工業団地周辺の遊歩道等は、企業用地にも隣接しているところも多く、利活用可能である。

公共用地の目的及び重要性に留意したうえで、企業の利便性の向上と地域環境との共生を図り、関連法令に準じ、市独自の取り組みとして可能な範囲において企業に賃貸提供するなど、官民協働の連携を深め、管理についても企業側で実施する手法を検討する。

なお、緑地等の企業側の管理にあたっては、企業との協定等の締結により災害時における対応等についても十分留意したうえで実施するものとする。

【ソフト】

- (1) 遊歩道等周辺道路の利活用
- (2) 企業利用意向の隣接緑地の企業管理

h. 沿道緑地の見直し、活用

工業団地の造成計画において、「沿道緑地規制」という全国的にも珍しい規制を行ってきた。これは、幹線道路の両側に公有地を保有し、企業にその土地を売却しないことにより、幹線道路から企業敷地への車両の直接進入を防止し、交通事故や停滞等の回避のため設けられたものである。

この「沿道緑地」は歩道に隣接しているため、沿道緑地を活用した歩道幅員の確保が可能であり、自転車・歩行者の安全確保を目的とした車歩道を整備することができる。

沿道緑地の見直し、活用は、交通環境の改善にも寄与するものであり、企業との協定等の締結により安全を担保したうえで実施するものとする。

【ソフト】

- (1) 沿道緑地の見直し、活用

【ハード】

- (1) 歩道幅員拡幅による車歩道の整備
- (2) 車歩道整備後における、必要な歩道部分の段差解消や横断歩道等の設置

3 企業支援

(4) 企業支援

i. 社会情勢に応じた財政支援策

工業団地立地企業への支援策として平成29年4月に改正条例を施行し、「操業支援」「固定資産税」の減免などについて、拡充を行ったところである。

引き続き、社会・経済情勢や本市の状況の変化を的確に捉えた支援策を創出・実施する。

また、平成30年6月には、国による新たな操業支援施策も施行が予定されており、国・京都府の支援・協力を得ながら必要な財源を確保し、企業支援策を積極的に展開する。

j. 産学官連携による地域一体型人材育成等

市内には、公立私立あわせて高校6校と福知山公立大学・京都工芸繊維大学福知山キャンパスが設置され、多くの人材を保有している。

このことから、産学官の連携により市内高校・大学を中心としたインターンシップ制度の充実、企業説明会の実施による工業団地内企業の人材確保支援や共同研究・技術革新等の推進を行う。

また、ジョブパーク等の雇用支援機関、福知山高等技術専門校等との連携による若年層および社会人向け職業訓練の充実による人材育成支援を進める。

地域密着型の一体的な取り組みによって、福知山市内での豊富な「学び」のメニューによる人材育成と多様な「就職」の機会を提供し、連続性のある人材育成から人材確保により人材の求心力を高める「人材の福知山モデル」を構築する。

(5) サービス

k. 企業主導型保育園の設置・整備

工業団地内の子育て世代等の就労環境の充実などを図るため、働きやすい環境づくりにより若い人材を工業団地内に呼び込むことを目的に、周辺の既存保育園の状況を鑑み、企業間の連携によって団地内に企業主導型保育園の実現を目指す。

【ソフト】

(1) 企業主導型保育園の共同実施に向けた検討・実施

l. 「企業交流プラザのあり方検討委員会」等による検討

企業交流プラザの施設老朽化にともない、本施設の更新を前提として、機能充実など働きやすい環境づくりのための利便施設のあり方の検討を行う。

立地企業・従業員・地域住民に配慮した官民協働による複合型施設として、研究設備や利便性向上のためのコンビニエンスストア、飲食サービス等の導入を国・京都府の支援・協力を得ながら検討するほか、運動施設の充実による従業員の健康増進、就業後のライフスタイルの向上についても検討を行う。

【ソフト】

(1) 企業交流プラザの今後のあり方検討委員会等

3-2 体系別事業計画一覧

(1) 用語の定義

ハード…道路などのインフラ整備等、構造的・設備的な環境改善のための整備

ソフト…ハード整備を伴わない、行政・企業・地域等が連携して進める取り組み

(2) 実施主体について

本計画は、長田野工業団地の利活用増進による企業活動の活性化と地域の環境との共生を主たる目的とし、官民協働を原則として、記載の主体以外にも多様な主体の参画と関係機関との調整協議のうえ実施する。() 内：側面的に協力を行う主体

【備考】黄色マーカーの項目：早期の取り組み

5 体系を①～⑬に分類した。

視点	体系	計画事業		重点項目	事業内容	実施主体 () 協力団体	調整協議先	区分
1	(1) 交通環境	①道路	トラックヤード	a	○団地内マナーの向上	行政・企業		ソフト
					・トラックヤード検討・設置 (企業用地・未利用地活用)	行政・(企業)	京都府等	ソフト ハード
			道路整備		○道路損傷箇所等の定期的な点検等 を通じた緊急及び優先度による修繕対応	行政・企業		ソフト ハード
					・2車線化、交差点隅切	行政・(企業)	公安委員会等	ハード
					・道路利用方法の検討、実施 (一方通行、時間帯通行制限)等	行政・企業	公安委員会等	ソフト
					・舞鶴港湾の利用促進に向けたアクセス整備	行政	国・京都府等	ハード
					・長田野工業団地内道路整備計画策定	行政・(企業)		ソフト ハード
		②公共交通	バス運行		・路線変更と既存バスの活用	行政 交通事業者等		ソフト
					・企業間連携自主運行バス	(行政)・企業		ソフト ハード
		③その他	除雪対応策		○行政企業の役割分担の明確化	行政・企業		ソフト
	(2) 団地内環境	④緑地等	緑地管理	b	○周辺環境(緩衝緑地等の維持・保全)	行政・企業	国・京都府等	ソフト ハード
			樹木	c	○団地内道路及び企業用地における伐採計画の立案と実施	行政・企業		ハード
		⑤排水	排水設備	d	○冠水箇所等の定期的な点検による緊急かつ優先順位による排水整備	行政・企業		ソフト ハード
					・排水路定期清掃	行政・(企業)		ソフト
					・企業敷地内地下雨水貯留タンク設置	企業		ハード
		⑥その他	工業用水		○工業用水連絡会(仮称)への参画	行政・企業	京都府等	ソフト
					・工業用水利活用拡大に向けた協力	行政	京都府等	ソフト
					・施設更新と団地内インフラ整備の円滑実施に向けた調整	行政	京都府等	ハード
			団地内照明		○照明設置箇所の定期的な点検し、緊急度の高いものを優先的に更新	行政・企業		ソフト ハード
					○不法投棄パトロール(継続)	行政・企業・地域等		ソフト
			不法投棄		○企業内周知	企業		ソフト
					○域内周知	行政・地域等		ソフト

視点	体系	計画事業		重点項目	事業内容	実施主体 （）協力団体	調整協議先	区分
2 規制緩和	(3) 制度	⑦用地	建ぺい率	e	○建ぺい率の緩和措置（⇒60％）	行政・企業		ソフト
					・未利用地の利活用、緩衝緑地等の有効活用の継続検討	行政・企業		ソフト
			緑地率	f	・工場立地法上の緑地率緩和条例制定	行政		ソフト
			遊歩道等	g	○遊歩道を含む緑地の賃貸に伴う隣接緑地の企業側管理	行政・企業		ソフト
			沿道緑地	h	○沿道緑地活用による歩道拡幅	行政・（企業）		ハード
			緩衝緑地		・緩衝緑地の等積交換、賃貸による活用	行政・企業		ソフト
		⑧その他	中小企業支援		○国、府の制度を活用した支援制度の実施	行政	国・京都府等	ソフト
			その他の緩和措置		・社会ニーズに応じた緩和措置の展開	行政・企業		ソフト
3 企業支援	(4) 企業支援	⑨財政	財政措置	i	・優先順位による支援措置	行政		ソフト
					・財源確保	行政・企業		ソフト
					○社会情勢に適應する支援措置の創出	行政・企業		ソフト
		⑩人材	人材育成	j	○産学官連携による人材育成と確保	行政・企業 教育機関等		ソフト
					○インターンシップ制度の充実、企業説明会等の実施支援、共同研究・技術革新の推進	行政・企業 教育機関等		ソフト
			人材確保		○人材育成の成果として雇用に連結	行政・企業 教育機関等		ソフト
					・企業交流プラザの更新に伴う、人材育成・研究施設等の整備	行政・企業 教育機関等		ソフト
					・コンソーシアムの設置	行政・企業 教育機関等		ソフト
	(5) サービス	⑪子育て	保育園	k	○企業主導型保育園の共同実施	企業 地域住民	保育協会等	ソフト
					・企業主導型保育園実施に向けた支援	行政		ソフト
		⑫利便性	企業交流プラザ （利便施設）	l	○今後のあり方検討委員会等を設置し、整備方針の策定や利便施設設置を検討する	行政・企業	国・京都府等	ソフト ハード
		⑬その他	その他のサービス		・利便性向上のため必要なサービス	行政・企業 地域住民等		ソフト
					・団地を取り巻く地域を取り込んだ環境やサービスの向上	行政・企業 地域住民等		ソフト

3-3 事業計画における早期実施・検討箇所

